第15編　警察・消防・交通・通信・労働

警　察

警視庁	中央警察署	所在地	日本橋兜町14－２	☎（5651）0110
	久松警察署	所在地	日本橋久松町８－１	☎（3661）0110
	築地警察署	所在地	築地１－６－１	☎（3543）0110
	月島警察署	所在地	晴海３－16－14	☎（3534）0110

中央警察署

明治７年１月に警視庁が発足すると同時に巡査屯所が設置され、翌８年12月には警視庁第一方面第四署として創設されたが、以後幾多の統廃合を経て、昭和35年４月には京橋警察署と日本橋警察署が統合され、中央警察署と改称された。その後、平成11年に都立紅葉川高校跡地である現在地に、地下２階、地上８階建ての現庁舎が完成し、現在に至っている。

管内は区のほぼ中心部にあって、江戸開府以来日本橋地区を中心に商業地として栄え、現在も数多くの老舗の商店、問屋をはじめ商社、百貨店などが所在している。また日本銀行の周辺に都銀、地銀の本・支店などの金融機関が多数所在する他、東京証券取引所を中心に証券会社の本・支店が軒を連ねている。さらに多数の大手企業が集中するなど、日本の金融・経済活動の中心的な役割を担っている。

また、日本橋上の「日本国道路元標」を起点として、主要国道が全国各地に延びており、車両通行量も年々増加する傾向にある。さらに管内をJR、地下鉄が縦横に走っている他、令和４年９月には「バスターミナル東京八重洲」が一部開業するなど、首都東京の玄関口としての機能強化が進んでいる。

なお、110番受理件数は、年間8,072件（１日平均22件）である。

久松警察署

明治７年１月に設置された巡査屯所が署に昇格、翌８年12月には警視庁第一方面第五署として創設され、その後、同14年１月に久松町警察署と呼称された。

以後、統廃合により一時、日本橋警察署と呼称されたが、昭和23年11月に久松警察署として独立した。

この間、庁舎は数次にわたって移転、改築され、大正12年３月、現在地に当時最も近代的といわれた赤レンガ造りが建設された。

しかし、関東大震災などの災禍でさらに改築された他、昭和40年３月、竣工（しゅんこう）した庁舎も警察業務の増大で狭くなり、加えて老朽化も甚だしく、庁舎改築が緊急の課題となり、同60年１月に仮庁舎（日本橋箱崎町19－22）へ移転、翌61年11月に近代的な設備を完備した新庁舎が竣工（しゅんこう）し、現在地で業務を開始し、現在に至っている。

管内は区の東北部に位置し、横山町、馬喰町および東日本橋一帯には繊維問屋や小間物屋などが店を並べている。

また、箱崎町には「東京シティエアターミナル」があり、都心と成田空港を結ぶ交通アクセスの拠点として、海外旅行客に利用されている。

なお、110番受理件数は、年間6,334件（１日平均17件）である。

築地警察署

147年の歴史と伝統を有する築地警察署は、明治８年５月１日に警視第一分庁第三署として、銀座二丁目３番に設置され、同43年12月に築地警察署と改称、大正15年４月には現在地に移転、平成５年８月に現庁舎を建設し、現在に至っている。

管内は、区の南西部に位置し、銀座地区、築地場外市場を抱え、浜離宮恩賜庭園や歌舞伎座の他、慶応、一橋、立教、専修各大学発祥の地など、江戸から東京への文明開化の名残を感じられる名所旧跡などが随所に存在する。

銀座地区は、飲食店、服飾店などが多く「世界の銀座」と呼ばれる商業地区であり、昭和45年、メインストリートである中央通りにおいて、日本で初めて歩行者天国が実施された。現在も銀座の歩行者天国は、老若男女を問わず多くの人に親しまれ、犯罪の少ない都内有数の安心安全な盛り場としてにぎわいを見せている。

なお、110番受理件数は、年間10,702件（１日平均29件）である。

月島警察署

明治41年１月に京橋警察署月島分署として創設され、その後の警察制度の改革により同43年12月、警察署に昇格、月島警察署の名称で独立し、大正２年６月から京橋月島警察署と名称を変更した。昭和12年８月、月島警察署と改称され、平成26年７月、新庁舎が完成して現在に至っている。

管内は、区の東南部に位置し、面積3.52㎢で四方を隅田川、晴海運河などに囲まれた二つの島で、超高層マンションが林立する佃地区、「もんじゃ街」を中心とした下町風情を残している月島地区、超高層マンションや豊洲市場で取引される海産物の一時保管場所として大小の冷凍倉庫が軒を連ね、全国から陸・海路を利用して魚介類などが搬入される会社・倉庫街が混在する勝どき・豊海地区、超大型オフィスビル・マンションなどが混在する晴海地区で構成されている。

また、幹線道路は管内を縦横に貫く晴海通りと清澄通り、

令和４年12月に全線開通した環状第２号線の３路線で、隣接署とは八つの橋で結ばれている。

管内全域は、都が進めている臨海部再開発計画に組み込まれており、急激な人口増加が続いている。

なお、110番の受理件数は、年間7,079件（１日平均19件）である。

警察署の管轄区域

名称	管轄区域
中央警察署	日本橋本石町、日本橋本町、日本橋室町、日本橋小舟町、日本橋堀留町、日本橋大伝馬町、日本橋小伝馬町、日本橋、八重洲、日本橋兜町、日本橋茅場町、京橋、新川、八丁堀
久松警察署	日本橋久松町、日本橋浜町、日本橋富沢町、日本橋人形町、日本橋小網町、日本橋蛎殻町、日本橋馬喰町、東日本橋、日本橋横山町、日本橋中洲、日本橋箱崎町
築地警察署	銀座、築地、浜離宮庭園、新富、入船、湊、明石町
月島警察署	佃、月島、勝どき、豊海町、晴海

署別犯罪発生状況（令和４年）（単位：件）

種類＼署別	計	中央	久松	築地	月島
計	1,458	419	223	583	233
殺人（未遂含む）	1	0	0	1	0
強盗	4	3	1	0	0
性犯罪等	17	8	3	4	2
暴行・傷害	145	37	23	63	22
脅迫・恐喝	14	3	3	5	3
窃盗	923	271	127	386	139
詐欺	149	45	29	46	29
占有離脱物横領	39	11	9	11	8
その他の横領	11	4	3	3	1
放火	1	1	0	0	0
その他	154	36	25	64	29

交通事情・交通事故

署別交通事故発生状況（令和４年）（単位：件、人）

種類＼署別	計	中央	久松	築地	月島
発生件数	720	277	104	194	145
死者数	2	0	0	1	1
重傷者数	29	12	9	4	4
軽傷者数	788	306	116	211	155

中央警察署

中央警察署管内は、日本橋上の「日本国道路元標」を起点に五街道（国道１号・４号・６号・15号・17号）が延びている。また、外堀通り・中央通り・昭和通り・新大橋通りの幹線道路が南北に走り、これに江戸通り・永代通り・八重洲通り・鍛冶橋通りが交差している。

さらに、首都高速道路の都心環状線・１号上野線・６号向島線が江戸橋付近で合流している他、高速環状八重洲線も乗り入れている。

車の交通量は逐年増加の傾向にあり、中でも日本橋室町・兜町・茅場町などの証券・金融機関のい集地区や、日本橋小伝馬町・大伝馬町・本町などの繊維・衣料・医療品問屋街において、取引関係車両や人の往来が頻繁である。

人出の状況については、東京駅八重洲口・日本橋地区をはじめ、JR・東京地下鉄・都営地下鉄などの各方面に通じる便利な交通機関や都バス利用により、通勤・通学者やその他の利用客が百貨店や各種商店街・金融機関・問屋街などを訪れており、昼間の人口は極めて多い。

令和４年中の交通人身事故の発生は277件で、死者０人、重傷者12人、軽傷者306人となっており、前年と比較すると、発生件数＋30件、死者数±０人、重傷者数－３人、軽傷者数＋48人となっている。

交通事故の特徴としては、タクシーが関与する事故が全体の36.1%と高くなっている。路線別では、昭和通りでの発生が全体の23.4%を占めている。

このような交通事故発生状況に対応するため、

① 交通人身事故発生件数を減少させるため、重大交通事故に直結する交通違反の取り締まりや各種交通事故防止対策の強力な推進

② タクシーに対する交通違反取り締まりを徹底する他、タクシー事業者などに対する安全運転教育の取り組みの充実

③ 交通ルールを守らない自転車に対しては、街頭活動時における警笛の吹鳴などによる指導や取り締まりを間断なく実施

④ 管内小学校における通学路点検および保育園などに対する安全点検を各行政機関と連携を取りながら定期的に実施して、危険箇所の把握と早急な改善を行い、子どもが犠牲となる悲惨な交通事故の未然防止

⑤ 路上待機工事車両対策、道路工事現場視察、通学路点検などのあらゆる交通規制業務につき、創意工夫を凝ら

しながら、各種対策の強力な推進
などにより、交通事故防止対策の強化を図っている。

久松警察署

久松警察署管内は横山町問屋街・人形町・甘酒横丁など、衣料・飲食店を中心とした商業地域で、昼間帯における物流・人の流れが活発であり、交通人身事故の多く（67.3％）が昼間帯に集中している。

令和４年中は、104件の交通人身事故が発生したが、その65.4％が靖国通り・新大橋通り・国道６号・清洲橋通りなどの幹線道路、34.7％が裏通りである区道であったことから、継続的な商業地区の交通環境整備ならびに幹線道路対策を要する。さらに交通人身事故の47.1％が交差点で発生している。

このような交通事故発生状況に対応するため、

① 道路不正使用者への指導警告や違法看板撤去による歩行者、自転車の安全な通行の確保と、標識・表示の補修・改善による安全で円滑な交通環境の構築

② 自転車利用者への指導警告ならびに自転車実技教室などで、自転車の安全利用とマナーアップを図るとともに、通勤・通学時間帯の悪質危険運転の取り締まり

などにより、交通事故防止対策の強化を図っている。

さらに、子どもと高齢者の交通事故防止対策として、幼稚園での歩行訓練、小学校における登下校時間を活用した安全教育や高齢者利用施設への訪問などの出前型安全教育を積極的に推進している。

築地警察署

築地警察署管内は、晴海通り、環状第２号線、外堀通り、中央通り（国道15号線）、昭和通り、新大橋通りおよび首都高速１号線などの主要道路が縦横に走っている。

交通量は、銀座地区や築地場外市場などが存在することから、取引関係車両や人の往来が頻繁である。特に、夜間の銀座地区に車両が集中する。

交通事故発生状況を見ると、タクシーの関与する事故が多発するとともに、歩行者の横断歩道以外での横断などに起因する事故もあり、繁華街の特徴が見受けられる。

このような事故は、違法駐車車両が誘因となっているケースもあることから、違法駐車の取り締まりを強化している他、横断歩行者妨害違反の取り締まりを強化するなど、交通事故抑止、道路交通環境整備に努めている。

令和４年中における交通人身事故発生件数は194件、死傷者数216人で、数の内訳は死者数１人（前年比±０）、重傷者４人（前年比＋１）、軽傷者211人（前年比－13）であった。

月島警察署

月島警察署管内は、晴海通り、清澄通り、佃大橋通り、中央大橋通りおよび令和４年12月に全線開通した環状第２号線の都道５路線を主軸に区道が縦横に走っており、築地、中央、深川各警察署管轄地域とは、八つの橋で結ばれている。

管内の勝どき、豊海地区は、豊洲市場の物流基地としての重要な役割を担っており、豊海埠頭（ふとう）における水産物輸送業務が日夜展開され、保冷車、大型車などの通行が多い。

令和４年中の交通人身事故の発生状況は、発生件数145件（前年比＋32）、死者数１人（前年比＋１）、重傷者数４人（前年比＋１）、軽傷者数155人（前年比＋37）で、発生件数、負傷者数ともに前年に比べ増加した。

当署管内における交通人身事故の特徴は、自転車が関与する事故が全体の54.5％を占めていることから、自転車のナビマークの設置や事故多発地点での自転車ストップ作戦を実施するなど、自転車通行環境の確立と交通街頭活動の強化などにより、その防止を図っている。

また、子どもと高齢者に対する交通事故防止対策として、各学校などと連携した安全教育、高齢者宅への訪問活動および交通安全協力団体などと連携した街頭における保護誘導活動などを積極的に推進している。

その他、各地区において、再開発事業に伴い、超高層マンションの建築が進められていることから、工事車両などに対するトラックストップ作戦を実施する他、事故のない街づくりに資する交通規制の新設などにより重大交通事故の防止に努めている。

歩行者天国

銀座中央通りで行われている「歩行者天国」は、昭和45年８月２日、日本で初めて実施されて以来、今年で53年を迎える。

特に近年、高級ブランド店などの出店により、歩行者天国実施日には１日平均２～３万人の人出があり、にぎわっている。

「歩行者天国」の開始時刻は、従来、土曜日が午後２時であったが、平成17年４月から日曜祝日と同じ正午に統一した。なお、終了時刻は従来どおり、４月から９月の間は午後６時、10月から３月の間は午後５時となっている。

警察の活動

区内における警備活動

令和５年３月５日に開催された東京マラソンは、沿道からの大声援の中、約３万8,000人のランナーが参加するなど４年ぶりにコロナ禍前と同じ規模で開催された。また、自粛となっていた祭礼行事なども再開され、以前の賑わいを取り戻しつつある。区内各警察署は、イベントや祭礼などが安全安心に行われるよう、主催者をはじめ関係機関との連携を強化し、交通対策、雑踏警備対策などの各種対策を推進するなどの万全を期している。

震災・風水害対策

高い確率での発生が予想される首都直下型地震による大規模災害、近年被害が甚大化している大型台風および線状降水帯による豪雨に起因する風水害に備え、区内各警察署は、地域の防災意識の高揚と防災力の向上を図るため、区役所をはじめ関係機関と連携して官民一体となった震災訓練や水防訓練を推進し「災害に強い街づくり」に取り組んでいる。

国際テロ等不法事案対策

テロを未然に防止するためには警察による取り組みに加えて、関係機関、民間事業者、地域住民などと緊密に連携してテロ対策を推進することが不可欠である。区内各警察署は、テロ対策のためにパートナーシップ参画者などと連携して、研修会、訓練、パトロール、キャンペーンなどを実施し、地域の危機意識の醸成を図りながら、「テロを許さない社会づくり」に取り組んでいる。

犯罪捜査活動

１　重要事件の検挙対策

強盗、性犯罪、放火などの区民の平穏な生活を脅かす犯罪を重要犯罪と定め、検挙・防犯活動を強力に推進し、区民に適時適切な犯罪発生情報の提供を行うとともに、事件の早期解決および被害の拡大防止に当たっている。

２　特殊詐欺の検挙対策

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺は、都内において令和４年中の認知件数が前年よりわずかに減少したものの被害額は増加している。また近年 SNS 上でいわゆる「闇バイト」の募集に応じた者が、特殊詐欺や屋内強盗などの実行犯として加担している実態もあり憂慮すべき状況にある。これらの犯罪収益は、暴力団や準暴力団などの犯罪組織の有力な資金源となっている実態があるなど、依然として深刻な状況が続いていることから、「特殊詐欺対策プロジェクト」を設置し、特殊詐欺根絶に向けた強力な検挙対策を推進している。

３　犯罪組織に対する取り締まりの徹底

警視庁では、暴力団や準暴力団、不良外国人および治安上脅威となるおそれのある犯罪集団などの犯罪組織の壊滅に向けた集中取り締まりを行い、「暴力団対策法」、「東京都暴力団排除条例」などのあらゆる法令を適用しての取り締まり強化・封じ込めを図っている。

（「中央区暴力団排除条例」平成24年４月１日施行）

４　窃盗犯の検挙対策

警視庁では、窃盗事件の中でも、空き巣などの侵入窃盗、ひったくり、自転車盗を指定重点犯罪に定め、強力に検挙対策を行っている。

５　犯罪被害の恐れのある身元・行方不明者の捜査

毎年９月に実施している「身元不明確認及び行方不明者発見月間」の中で、犯罪被害者となっている恐れのある身元不明者・行方不明者の追跡捜査を強力に推進し、事件解決に向けた捜査を行っている。

６　指名手配被疑者の追跡捜査

毎年11月に全国一斉の「指名手配被疑者発見検挙月間」を実施し、指名手配被疑者の検挙対策を行っている。

少年の健全育成活動

１　少年の社会参加活動

少年の社会参加活動は、少年自身の自制心、規範意識、忍耐力および思いやりの心を醸成することにより、非行防止や地域の人との連帯感を深めることを目的としている。具体的な活動例としては、環境美化活動、生産体験活動、ボランティア活動、少年柔剣道大会、スポーツ・レク活動など、時節に応じた取り組みを行っている。

２　少年の柔剣道会

心身の鍛錬による少年の体力向上と礼節を重んじ人を思いやるという健全な精神をかん養するため、各警察署の道場で小・中学生を対象として、警察職員が、柔道・剣道の指導を行い、東京少年柔道・剣道錬成大会などに出場し活躍している。

３　交通少年団

団体活動を通じて、「自ら交通モラルを身につけるとともに、交通安全を呼びかける」ことをモットーに、交通安全の行事に積極的に参加するとともに交通安全の広報活動、道路・公園などの清掃をはじめ社会奉仕活動を行っている。

交通少年団団員数の推移については、少子化や昨今のコロナ禍などの影響により減少傾向が続いており、令和２年以降、3,000人を下回る状況が続いている。未来ある子どもたちの交通事故防止のシンボルである交通少年団の拡充は喫緊の課題となっており、区内各警察署ではあらゆる機会を通じ、交通少年団の周知と団員獲得に向けた取り組みを進めている。

交通安全の諸活動

１　交通安全運動

春、秋の年２回、「全国交通安全運動」を行う他、都内では毎月10日を「交通安全日」に指定し、交通安全のための諸活動を行っている。

２　安全広報活動の推進

会社・事業所および町会などに対し交通事故防止の広報資料を提供する他、新聞折り込み、交通広報車、横断幕などによる広報活動を行っている。

３　交通安全教育、講習会の開催

自動車運転者、自転車利用者および管内住民などの事故防止を図るため、交通安全教室、講習会などを開催している。

特に、自転車利用者に対しては「自転車安全利用五則」を周知するとともに、改正道路交通法の施行により令和５年４月１日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴って、普及啓発活動を強力に推進している。

４　街頭活動の強化

「たくさんの　笑顔が走る　首都東京」を基調に警察官を数多く街頭に配置して、通行する車両と歩行者に対して、交通事故防止を啓発指導している。

特に、若い二輪ライダーの事故が多いことから「二輪車ストップ作戦」などを推進し、安全な二輪車の乗り方と事故防止およびヘルメットの正しい着装やプロテクター着用の普及・促進による重大交通事故防止について指導している。

５　放置駐車対策の推進

放置駐車違反の取り締まりを強化したことにより、放置車両の減少、渋滞の長さの短縮、この他駐車車両関与の交通人身事故も減少するなど、効果を上げている。

６　バスレーンの確保

晴海、清洲橋、永代通りにおいて、朝の通勤時間帯に都バスなどの通行路を確保するため、バス専用、優先通行帯を設定し、公共交通機関の利用を広報するとともに、バスレーン内の違法駐車などについて指導取り締まりを行っている。

長寿社会対策の推進

１　高齢者の保護

各種犯罪および事故などから高齢者を守るため、犯罪抑止対策係員をはじめ、防犯アドバイザー、防犯女性アドバイザーが特に独居老人などに対する働きかけ、困り事相談などを行っている。

２　被害防止活動

高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺（オレオレ詐欺・還付金詐欺・架空料金請求詐欺など）や侵入窃盗・ひったくりなどの街頭犯罪の被害防止活動を推進している。

３　交通事故防止対策

特に、高齢者に対する交通安全教育、道路環境の整備、街頭における高齢者保護誘導活動を推進している。

４　震災、風水害対策

行政機関の協力の下、高齢者居住世帯の把握に努め、区役所や消防などの防災機関や地域防災組織と連携して、過去の大規模災害を教訓とした、「普段の備え」に関する教養や防災合同訓練を実施するなどし、正しい防災知識の醸成を図っている。

また、大規模災害に的確、迅速に対応するため、区内４警察署では、各署管内の危険箇所の実態把握と、危険箇所の管理者に対する初動措置要領についての確認と通報連絡体制の確立を図っている。

５　社会参加活動

高齢者の社会奉仕活動への参加を呼びかけるなど、豊かな知識、経験を社会に生かすための活動を推進している。

生活安全対策の推進

１　犯罪抑止総合対策の推進

特殊詐欺、強盗、性犯罪、侵入窃盗、自転車盗、子どもに対する犯罪の６罪種を指定して、犯罪の抑止と検挙対策を強力に推進している。

２　安全安心なまちづくりの推進

犯罪の起きにくい社会づくりを自治体との協働により推進し、街頭防犯カメラの設置をはじめとした防犯環境向上の働きかけを行っており、各種キャンペーンやデジタルサイネージなどによる広報啓発活動も行っている。

３　人身安全関連事案への的確な対応

DV、ストーカー、児童・高齢者虐待など人身安全関連事案については、刑事組織犯罪対策課と共同に聴取し、重大な事態に発展する可能性を考慮しながら相談者や相談者の家族などの安全確保を最優先とし、事態対処の万全を図っている。

４　地域安全活動の推進

毎年10月に開催される「全国地域安全運動」の他、年末年始における地域安全活動（年末警戒）を実施している。

また、毎月20日の「地域安全の日」には、地域の実情に即した環境浄化活動を行うなど、地域安全活動を強力に推進している。

５　悪質経済事犯などの取り締まり

悪質な金融事犯や「特定商取引に関する法律」違反、「金融商品取引法」違反、「不正アクセス禁止法」違反、「著作権法」違反などの犯罪の取り締まりを推進している。

６　銃器および薬物事件の取り締まり

禁制品による銃器および薬物事件は地域住民に恐怖感を与え、さらに重大な事件に発展する可能性が高い犯罪であるため、「拳銃取締、薬物取締活動特別月間」を実施し、幅広い情報収集活動と並行しながら徹底した取り締まりを推進している。

７　風俗関係事犯指導取り締まりの推進

依然として客引きなどをはじめとする風俗事犯が後を絶たないことから、風俗環境の浄化を図るため、立ち入りによる指導の他、悪質経営者に対しては、積極的な取り締まりを実施している。

８　外国人不法就労など

外国人犯罪に対応するため、入国管理局と連携し、不法入国、不法滞在、不法就労などの不良外国人の摘発に努めている。

消　防

京　橋　消　防　署	所在地　京　橋３－14－１	☎（3564）0119
築　地　出　張　所	所在地　明石町１－27	☎（3545）0119
銀　座　出　張　所	所在地　銀　座７－11－17	☎（3574）0119
日　本　橋　消　防　署	所在地　日本橋兜町14－12	☎（3666）0119
堀　留　出　張　所	所在地　日本橋堀留町１－２－６	☎（3661）0119
人　形　町　出　張　所	所在地　日本橋人形町２－27－８	☎（3669）0119
浜　町　出　張　所	所在地　日本橋浜町３－45－12	☎（3664）0119
臨　港　消　防　署	所在地　晴　海５－８－20	☎（3534）0119
月　島　出　張　所	所在地　勝どき４－６－３	☎（3533）0119

東京消防庁の沿革と組織・業務

東京の消防は、明治13年６月、当時の内務省に公設常備消防機関として「消防本部」が設立されることに始まった。

以来、警察行政機構の中に属していたが、昭和22年12月「消防組織法」が公布、翌23年３月に施行され自治体消防制度が発足し、特別区全区を一つの市と見なし、都知事が一体的に管理することになり「東京消防庁」が設置された。

一方、多摩地域は、自治体消防発足以来、市町村単位に消防行政を行ってきたが、行政需要の増大に伴い、昭和35年以降、遂次東京消防庁が26市３町１村（稲城市、島しょを除く）から消防事務の委託を受け、現在に至っている。

現在、本部の下に10の消防方面本部が置かれ、81の消防署、３の分署、208の消防出張所がある。中央区には、京橋、日本橋、臨港の３消防署が設置され、第一消防方面本部（千代田区、中央区、港区で10署）に属している。

消防署の業務としては、火災・救急・救助などの災害活動をはじめ、建物の消防同意事務、危険物施設の許認可事務、事業所の防火管理指導、建物への立入検査、火災の原因調査などの予防業務、都民に対する火災や震災などを踏まえた防火防災指導などがある。

近年の高層化、深層化する都市構造、建物の大規模化、さらには用途や管理形態の多様化、複雑化などを踏まえ、さまざまな災害に対応可能な高度な知識・技術と強靭（きょうじん）な体力とを持った精強な消防部隊の育成を目指し、日々訓練に取り組んでいる。

また、高齢化や疾病構造の変化などに対応し、迅速・高度な救急サービスを提供するため、全ての救急隊に救急救命士を配置し、全救急隊が適切な応急処置を行いながら、一刻も早く病院に搬送するため全力を尽くしている。

さらには、ＡＥＤを活用した応急手当ての普及、重篤な状況を呈する傷病者などで、より救護力を集結させる必要がある場合におけるPA連携（ポンプ隊と救急隊の連携）による迅速な対応、新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症対策などを行い、高度・多様化する救急業務における救急活動体制の充実強化を図っている。

一方、建物の立入検査により把握した自動火災報知設備未設置などの法令違反が一定期間経過後も是正されない場合に、都民自らが建物の安全情報を入手し、利用を判断できるよう「建物名称、所在及び違反の内容」を公表するとともに、建物の安全性を高めるため早期に改修されるよう強く指導している。

近年、東京を含む首都圏地域では、直下地震発生が危惧されている。都民の方々を震災から守るため、防災行動力の向上（自助）・地域連携の強化（共助）・消防活動力の強化（公助）の理念を踏まえた各種震災対策を推進している。

区内３消防署の沿革と管内特性

京橋消防署

明治45年６月27日、築地本願寺別院境内に「第一消防署築地出張所」として創設され、大正15年７月１日、組織制度の改正により「京橋消防署」に昇格し、その後数々の変遷を経て、昭和53年３月１日に京橋三丁目14番１号（現庁舎）に新築移転した。平成28年７月１日に開署90年を迎え、現在に至っている。

管轄区域は区の南西部に位置し、面積は3.85㎢である。道路は管内のほぼ中央を首都高速道路が南北に貫通し、それに並行して西側から外堀通り、中央通り、昭和通り、新大橋通りが南北に、これらと交差して南側から環二通り、晴海通り、鍛冶橋通り、八重洲通りが東西に碁盤目状に整備されている。鉄道は７系統が走り、このうち３系統が接続する銀座駅は、コンコースで百貨店や複合用途建物の出入り口と直結し、常態的に混雑を呈しており、けが人や病人などで駅舎への救急要請も多くなっている。

管内は著名な百貨店や店舗、飲食店が混在し、全国から多数の買い物客や観光客が集まる日本有数の繁華街であり、買い物客などの流入により昼夜間人口に極端な差が生じる「銀座地区」、各業種の大手企業本社など大規模建物が立ち並び、現在も大規模建築物の建設が進むオフィス街「八重洲・京橋地区」、木造・防火造の２、３階建ての住宅や店舗、作業所が密集している地域であったが、近年都市部周辺の再開発により、一部には高層建物が建設され大きく変化している「新富・八丁堀地区」、再開発が進められ超高層建築物が建築された「明石地区」、築地市場の豊洲移転後も買い物客で混雑する築地場外市場の整備など観光地化が進み、耐火造のオフィスビルやマンションがある一方で、部分的に古い建物が

残る「築地地区」、中小企業の町として、印刷・製本所が多い地区であり、防火造建物が密集していたが、近年は再開発により湊二丁目に超高層の複合用途建物が建築された「入船・湊地区」に大きく分けられる。

全体的な特性として、延べ面積が１万㎡を超える大規模再開発事業が計画され、高層化、複雑化する傾向にある地区がある一方、木造・防火造建物の密集する地区では、高齢者が多く居住し、人命危険が存在するなど、さまざまな危険要因が潜在している。このため、事業所、町会、区医師会などが参加する総合防災訓練や災害時の自衛消防活動について実効性のある訓練計画を推進するなど、事業所の自衛消防活動能力および地域防災力の向上を図っている。

また、繁華街である銀座地区の特性として夜間営業の飲食店などが多数存在することから、飲食店の経営者などに対して夜間防火管理指導や出火防止対策、自衛消防訓練をはじめとした指導を直接行い、活動能力の向上を図っている。

日本橋消防署

明治14年６月１日、警視庁消防本部の下、東京府内６カ所（日本橋、芝、麹町、本郷、下谷（現上野）、深川）に消防分署が設けられ、日本橋消防署の前身である消防第一分署が日本橋区坂本町40番地に設置された。大正15年７月１日に日本橋消防署に改称され、令和３年６月１日で開署140年を迎えた。

管内の人口および面積は、当庁81署の平均的な規模、人口17万人、面積22㎢に比較すると、人口は約３分の１の5.4万人（令和５年４月１日住民基本台帳）、面積は3.2㎢、特に面積は小さい方から３番目と非常にコンパクトな管轄である。

しかしながら、江戸時代から日本の商業・金融の中心地として栄え、今なお経済活動が盛んであるとともに、再開発による建物の高層・深層・大規模化が進んでおり、ハード・ソフトにわたる事業者指導の需要が非常に多く、経験豊富な担当者が区関係部署、当庁予防部などと連携を密にして対応している。事業者指導の一つとしては、本社機能が多く集まるオフィス街や歴史ある問屋街を有する管内の特性から、秋と春の火災予防運動期には、これらの事業所を対象とした本署庁舎を開放しての集合自衛消防訓練を実施し、多くの事業所の参加を得て自衛消防能力の向上に効果を上げている。

管内の道路状況は、古くから経済の動脈である幹線道路、地下鉄道などが縦横に走り、首都高速道路のジャンクション、ランプも集中している。中でも高速道路での交通事故が目立っており、事故で渋滞する中、いち早く現場到着して活動に着手できるように本署には消防活動二輪車が配置されている。なお、この二輪車は震災などの大規模災害時における災害状況の早期把握の役割も担っている。

さらに、管内は東京湾臨海部に位置するとともに隅田川にも面しており、船舶火災や、水難救助事象へ対応するため、浜町出張所に消防艇２艇と水難救助隊が配置されている。水難救助隊の守備範囲は広く、東京湾の他、隅田川、荒川、江戸川およびそれらの支流、運河の都内の流域全域となっている。

臨港消防署

昭和17年８月15日「京橋消防署水上出張所」として、消防艇２艇をもって事務を開始した。同17年10月１日には「東京水上消防署」として独立し、翌18年には柳橋、竹芝、古石場、江北、各出張所が事務開始になり、業務の拡充が図られた。その後、幾多の変遷を経て、昭和44年４月１日、機構改革により臨港消防署と改称され、現在、本署１、出張所１に消防艇５艇、消防車両14台で編成されている。

管内の人口は、区の44.6％（令和５年４月１日住民基本台帳）を占めており、管轄区域は区の隅田川河口左岸の佃、月島、勝どき、豊海町、晴海の各地区、荒川河口部の一部および新海面処分場の陸上部分6.64㎢と京浜港東京区第１区から第４区までの水上部分88.8㎢である。

なお、中央防波堤内側および外側の管轄区域は令和３年４月１日から大森消防署および深川消防署へそれぞれ管轄署が変更され、新海面処分場は臨港消防署が管轄し、陸上および海上の港湾区域を管轄する特殊性を有している。

勝どき・豊海地区には、大型冷凍庫など20数棟が群立し、別名月島漁業基地といわれるほどである。これらの大型冷凍倉庫では、冷媒用として大量のフロンガスなどを貯蔵し取り扱っていることから、災害時の漏洩ガス対策など消防活動上、特に注意する地域である。

また、勝どきエリアにおいては勝どき駅直結の商住複合大規模再開発プロジェクトが進められており、２棟のタワーマンション内には商業施設・スポーツアリーナ・保育所などの生活便利施設を設けたミクストユースの街づくりが行われている。豊海エリアにおいても多彩な機能を備えた商住複合大規模再開発プロジェクトが進められており、令和９年に超高層ツインタワーマンションが竣工予定である。

佃地区は、東ブロック、西ブロック、北ブロックに分かれ、高層共同住宅など16棟4,000戸に、都心部の一大住宅街が形成されている。

晴海地区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の「選手村」が同大会後のレガシーとなる街にすべく、「晴海レガシー工事」の愛称で、超高層共同住宅２棟および小中学校の建設、商業棟の改修、ＢＲＴ（バス高速輸送システム）のマルチモビリティステーションの整備などに着手し、令和７年度完成を目途に大規模なリニューアル工事が進んでいる。建物状況としては、都心部に近接していることから職住近接の都市型の居住ゾーンの形成を目指し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の選手村エリアをはじめ、各地区で再開発事業などが進められ高層共同住宅が林立する一方で、関東大震災直後に建築された木造２階建て長屋形態の住宅密集地域も多く残存している。

月島地区は「月島もんじゃストリート」で有名な地区であり、昔ながらの木造家屋が軒を連ねる一方で、近年では大規模マ

ンションが多数建設されている。令和２年10月からは月島三丁目北地区第一種市街地再開発事業が始まり、月島エリアのランドマークとなるタワーマンションを中核とした、快適な生活環境と多様で魅力的な複合市街地の形成を進めている。

鉄道は、地下鉄の東京メトロ有楽町線と都営大江戸線の２系統が走り、交通の利便性と街の再開発に伴い、平成27年から人口が約１万6,000人増え、年々増加傾向にあり、各種災害リスクが高まっている。

海の玄関となる東京港には、大量の貨物を輸送するコンテナ船や重量物運搬船、カーフェリー、客船、海洋調査や訓練を行う官公庁船舶など年間23,000隻以上もの船舶が入港し、入港船舶の大型化に伴い、取扱貨物量は8,800トンを超えている。小型艇のプレジャーボートをはじめ、多くの船舶が港内で昼夜を問わず絶え間なく往来していることから、海上災害の発生に備え万全を期している。

また、大型化学消防艇「みやこどり」と大型消防救助艇「おおえど」をはじめ５艇の消防艇により、水難救助や危険物の流出事故、タンカー火災などの災害に備えている。

さらに、河川、海の事故から都民を守るため、昭和49年東京消防庁で初めての水難救助隊が本署に誕生した。以来、管内・外含めて数多くの溺れた人や行方不明者の救助活動に当たり、消防航空隊との連携により、活動エリアは都内全域に広がっている。

一方、東京都、川崎市、千葉市、横浜市と市川市の「一都四市」の消防機関が力を合わせて、広く東京湾の安全を守るために「東京湾消防相互応援協定」が結ばれており、毎年合同消防演習が実施されている。

PA 連携活動

救急車が要請されたときに、救急隊が出場中で到着が遅れそうな場合や通報の内容から直ちに傷病者の救出・救護が必要な場合などに、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）を積載したポンプ隊が出場して救急隊との連携による救護活動を行い、救命活動の向上を図っている。
（ＰＡとは　Pumper と Ambulance の略）

応急救護技術の普及

呼吸、脈拍が停止した傷病者には、救急隊が到着するまでの間、バイスタンダー（救急事故現場に居合わせた人）による心肺蘇生法およびＡＥＤ（自動体外式除細動器）の活用が極めて重要であり、救命に大きく影響を及ぼすこととなる。特に、震災などの大規模災害時における応急手当ての必要性を区民に訴え、救命講習などを通じて応急救護知識の普及を図っている。

消防署管轄区域

名称	管轄区域
京橋消防署	八重洲二丁目、京橋、銀座、八丁堀、明石町、新富、新川、入船、湊、築地、浜離宮庭園
日本橋消防署	日本橋茅場町、日本橋本石町、日本橋、八重洲一丁目、日本橋小網町、日本橋室町、日本橋蛎殻町、日本橋兜町、日本橋小舟町、日本橋堀留町、日本橋本町、日本橋大伝馬町、日本橋小伝馬町、日本橋馬喰町、東日本橋、日本橋横山町、日本橋富沢町、日本橋久松町、日本橋人形町、日本橋浜町、日本橋箱崎町、日本橋中洲
臨港消防署	勝どき、晴海、豊海町、新海面処分場、月島、佃、京浜港東京区第１区～４区（一部を除く）

車両など　（令和４年）

署別	合計	京橋	日本橋	臨港
合計	58台	16	23	19
ポンプ車	12	4	6	2
はしご車	4	2	1	1
照明電源車	1	0	0	1
化学車	2	1	0	1
資材搬送車	1	0	1	0
救急車	6	3	2	1
査察広報車	11	3	4	4
人員資材輸送車	1	1	0	0
災害対応多目的車	2	0	1	1
消防艇	7	0	2	5
非常用車両	6	1	3	2
指揮隊車	3	1	1	1
消防活動二輪車	2	0	2	0

火災件数など　（令和４年）

署別		合計	京橋	日本橋	臨港
火災件数計		107件	50	35	22
建物火災	全焼	1	0	0	1
	半焼	0	0	0	0
	部分焼	5	4	1	0
	ぼや	81	31	30	20
	小計	87	35	31	21
車両火災		2	2	0	0
船舶火災		0	0	0	0
その他火災		18	13	4	1
延焼面積	床面積（㎡）	217	48	35	134
	表面積（㎡）	100	99	1	0
損害額（万円）		9,174	2,932	1,694	4,548
死者（人）		1	1	0	0
傷者（人）		9	5	1	3

消防水利　（令和４年）

署別	合計	京橋	日本橋	臨港
合計	2,306件	914	884	508
公設消火栓	1,718	735	721	262
私設消火栓	0	0	0	0
防火水槽	323	127	118	78
貯水池	2	0	0	2
受水槽	11	4	2	5
河川	74	15	37	22
海	63	0	0	63
プール	25	6	6	13
その他	90	27	0	63

救急件数　（令和４年）

署別		合計	京橋	日本橋	臨港
合計		17,065件	6,945	6,879	3,241
内訳	交通事故	859	354	352	153
	火災	60	32	22	6
	運動競技事故	59	27	21	11
	自然災害事故	0	0	0	0
	水難事故	11	6	3	2
	労働災害	194	87	72	35
	一般負傷	2,886	1,205	1,148	533
	自損行為（自殺）	87	34	39	14
	加害	135	71	43	21
	急病	11,208	4,439	4,622	2,147
	転院搬送	1,329	594	471	264
	医師搬送	4	3	0	1
	資器材搬送	3	2	1	0
	その他	230	91	85	54

出火原因別火災件数　（令和４年）

署別	合計	京橋	日本橋	臨港
合計	107件	50	35	22
電気配線・器具など	55	23	19	13
たばこ	15	9	4	2
放火・放火の疑い	8	4	2	2
ガステーブル・こんろ	13	5	5	3
溶接・溶断器	1	1	0	0
電気ストーブなど	1	0	1	0
石油ストーブなど	1	1	0	0
火遊び	0	0	0	0
花火	0	0	0	0
電気こんろ	4	0	4	0
その他	9	7	0	2

救助件数　（令和４年）

署別		合計	京橋	日本橋	臨港
合計		465件	146	178	141
内訳	火災	1	1	0	0
	交通事故	139	53	72	14
	水難事故	36	0	1	35
	機械による事故	1	1	0	0
	建物工作物などによる事故	260	84	90	86
	崩壊による事故	0	0	0	0
	墜落事故	5	3	2	0
	ガス関係事故	0	0	0	0
	電気関係事故	0	0	0	0
	その他	23	4	13	6

#7119および東京版救急受診ガイドの普及

救急車の適正利用を推進するために「救急相談センター#7119」を開設している。（公社）東京都医師会、救急医学に関する専門医、都福祉保健局と連携しながら、医療機関で受診した方がいいか、救急車を呼んだ方がいいかなどの相談に対し医学的見地に基づき医師や看護師などが対応するとともに、症状に応じた応急手当てや診療可能な医療機関を案内している。また「東京版救急受診ガイド」を配布するとともに、ウェブ版を署のホームページ上にリンクさせ、普及促進を図っている。

優良防火対象物認定表示制度

建物関係者が行った防火安全対策の向上に係る自主的、意欲的な取り組みなどを消防機関が評価し、防火安全性の高い優良な建物として認定・公表を行っている。優良な建物には、優良防火対象物認定証（通称「優マーク」）を表示することができる。

違反対象物の公表制度

都民が建物の安全に関する情報を入手し、当該建物の利用について判断できるよう、消防署が立入検査で把握した法令違反についての情報を都民に公表する制度が、平成23年４月から運用開始されている。

防火防災指導

震災時や火災の時、区民一人一人が適切な行動ができ、地域で災害に強いまちづくりを進めるために、事業所と地域が一体となった防災行動力の向上を図っている。

区民に対する防火防災訓練、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブなどの自主防災組織などの育成、一般住宅の防火防災診断、要配慮者対策、各種事故防止対策、家具類の転倒・落下・移動防止器具などの防火防災機器の普及促進などを行っている。

消防団

消防団は、「消防組織法」に基づき都知事の監理下に設置され、特別区内は、各消防署と同一区域とを管轄して地域住民のため、なりわいを営みながら地域に密着した防災の担い手として活動している。

京橋消防団

団長　守本利雄
組織　団本部ならびに７個分団
団員　139人（うち女性消防団員36人）
装備　手引動力ポンプ７台
　　可搬ポンプ積載車６台

日本橋消防団

団長　志村榮一
組織　団本部ならびに７個分団
団員　147人（うち女性消防団員17人）
装備　手引動力ポンプ７台
　　可搬ポンプ積載車３台

臨港消防団

団長　村山茂也
組織　団本部ならびに４個分団
団員　89人（うち女性消防団員22人）
装備　手引動力ポンプ４台
　　可搬ポンプ積載車２台

消防少年団

児童・生徒が同年代の防災リーダーとして必要な知識、機能を習得し、団体生活の規律を通して社会道徳を養い、防火・防災思想の普及、社会奉仕を目的に、各消防署単位で活動している。

京橋消防少年団

団長　井上義夫
指導者など16人　準指導者12人
団員　93人　２隊４班編成
隊名　きょうばし隊、ぎんざ隊

日本橋消防少年団

団長　石島秀起
指導者14人　準指導者120人
団員　120人　２隊編成
隊名　はまかぜ隊、きよす隊

臨港消防少年団

団長　鈴木久雄
指導者22人　準指導者６人
団員　46人　２隊編成
隊名　みやこどり隊、かちどき隊

防火防災女性の会・防火女性の会

女性が防災行動力を身に付け、家庭および地域における防災リーダーとしての役割を果たし、安全なまちづくりを進めることを目的としている。

京橋防火女性の会

会長　守本慶子
組織　１支部　１班
会員　50人

日本橋防火防災女性の会

会長　海老原安希子
組織　７支部
会員　143人

臨港防火防災女性の会

会長　柴崎直子
組織　４支部　17班
会員　125人

災害時支援ボランティアの育成

東京消防庁では、都内で地震災害が発生した場合に消防隊の活動を支援することを目的として災害時支援ボランティア制度を平成７年７月に発足させた。

居住地、勤務地などを管轄する消防署にあらかじめ登録した方が、震災時や大規模自然災害時などに参集し、応急救護や消防署内外での後方支援活動を行う。

消防署では、各種講習会や訓練を通じ、指導育成を行っている。

活動概要

1　震災時の消防署での後方支援
2　震災時の消防職員と連携した応急救護活動支援
3　活動概要１～２の活動支援を行うための各種訓練
4　住民の防火防災訓練、普及活動の支援

予防運動・週間など

火災予防運動

春・秋の２回実施し、春は３月１日から７日まで、秋は11月９日から15日までのいずれも１週間で、住民の火災予防意識の高揚を図っている。

また、秋の火災予防運動初日の11月９日は「119番の日」で、正しい119番通報要領の普及に努めている。

防災の日・防災週間

９月１日は「防災の日」、８月30日から９月５日までの１週間を「防災週間」としている。

この週間は、地震、台風などの自然災害の知識や対応方法を知ってもらうために行っているもので、特に町ぐるみ、職場ぐるみで大地震などを想定した訓練を実施している。

救急の日・救急医療週間

９月９日は「救急の日」、また、この日を含む前後１週間を「救急医療週間」としている。

「応急救護法」、救急車の適正利用や新救急医療体制の紹介など、救急についての知識や技術について普及啓発に努めている。

危険物安全週間

毎年６月の第２週の日曜日から土曜日までの間で、危険物の保安に対する意識の高揚と啓発とを図り、危険物に起因する火災や事故などを防ぎ、都民生活の一層の安全を確保するために実施している。

防災とボランティア週間

阪神淡路大震災の発生した１月17日を「防災とボランティアの日」、１月15日から21日までを「防災とボランティア週間」とし、ボランティア活動や自主的な防災活動の普及などを行っている。

Tokyo 消防団の日

都民に対して消防団の存在や活動を紹介し、併せて消防団員の確保による各消防団の組織力や活動体制の充実強化を図るため、「防災とボランティア週間」の初日に当たる１月15日を「Tokyo 消防団の日」と定め、募集活動や広報活動を展開している。

文化財防火デー

昭和24年１月26日に法隆寺金堂の壁画が焼失したことから、文化財保護の声が高まり、同30年から１月26日を「文化財防火デー」と定め、文化財を火災から守る運動を実施している。

都民防火の日

毎月１日を「都民防火の日」として、都民一人一人が進んで防火に心がけ、自分自身で火の元を点検するなど防火の実践を呼びかけている。

交　　通

交通局

東京都交通局の前身、東京市電気局は、明治44年８月１日、東京鉄道（株）を買収して発足した。その後、昭和18年７月１日、都制施行により電気局を交通局と改称し、現在に至っている。

現在、都営の交通機関として都バス、都電（三ノ輪橋～早稲田）、都営地下鉄４線〈浅草線（西馬込～押上）、三田線（目黒～西高島平）、新宿線（新宿～本八幡）、大江戸線（都庁前～飯田橋～六本木～新宿～都庁前～光が丘）〉、日暮里・舎人ライナー（日暮里～見沼代親水公園）およびモノレール（上野動物園内）を経営している。

都バス

都内には、128系統のバス路線があり、１日に約57万人（令和４年度）が利用している。そのうち、区内には14系統のバス路線が網の目のように運行している。

特に東京駅には、多くのバス路線が起終点として集中し、区と特に関係の深い八重洲口には、３系統のバス路線が発着している。

また、日本を代表する繁華街の一つであり、流行の先端をいく銀座かいわいには、都市新バス「グリーンアローズ」（都03・都04・都05系統）を含め、４系統の系統が通っている。

浅草線（都市計画第１号線）

浅草線（西馬込～押上間18.3㎞）は、昭和35年12月、浅草橋～押上間が開通した。その後、東日本橋、人形町、東銀座と開業区間を延ばして、同43年11月に全線開通した。

この路線は、泉岳寺で京急線と、押上で京成線と、京成線を介して高砂で北総線および成田スカイアクセス線に、東成田で芝山線とそれぞれ接続して相互直通運転を行っている。これにより、銀座を中心に東は千葉県成田空港方面へ、南は神奈川県横浜市を通って三浦半島の三崎口へ直結し、基幹的な都市交通機関として１日約60万人（令和４年度）が利用している。

また、成田・羽田の両空港とも結ばれており、平成10年11月からは両空港間を結ぶ特急運転（エアポート快特）を実施、同22年７月には成田スカイアクセス線開業によりアクセス特急を新設、浅草線から成田空港への利便性が向上

し、空の旅への便利なアクセスとなっている。

区内に設置されている駅は、東銀座（日比谷線接続）、宝町、日本橋（エアポート快特停車駅、銀座線・東西線接続）、人形町（日比谷線・半蔵門線接続）、東日本橋（エアポート快特停車駅、新宿線・総武本線接続）の５駅である。

新宿線（都市計画第10号線）

新宿線（新宿～本八幡間23.5㎞）は、岩本町～東大島間が昭和53年12月に、新宿～岩本町間が同55年３月に開通した。その後、東大島から船堀、篠崎と路線を延伸し、篠崎～本八幡間が平成元年３月に開通したことにより、全線開通した。

また、新宿～岩本町間の開通と同時に京王線と相互直通運転を実施し、千葉県市川市から都心を経由し京王線沿線へ乗り換えなしで行けることになり、大変便利になった。なお、相互直通運転は、本八幡から笹塚、橋本・高尾山口間で行っており、１日約65万人（令和４年度）が利用している。

平成９年12月からは急行運転（日中時間帯）を実施し、所要時間を短縮、利用者の利便性向上を図っている。

区内に設置されている駅は、馬喰横山（定期券発売所設置駅、急行停車駅、浅草線・総武本線接続）、浜町の２駅である。

大江戸線（都市計画第12号線）

大江戸線は、都庁前から飯田橋、大門、六本木、新宿を経由して都庁前に戻り光が丘まで、全長40.7㎞の路線である。

平成３年12月に練馬～光が丘間が開通し、同９年12月には新宿まで延伸した。

さらに平成12年４月20日、代々木、国立競技場の２駅が開業、同年12月12日には全線開業し、１日約75万人（令和４年度）が利用している。また区内には、築地市場、勝どき、月島（有楽町線接続）の３駅があり、地元の活性化に寄与している。

都営地下鉄区内駅乗降人員の推移　（１日平均）

駅名		平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
		実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
		人		人		人		人		人	
東銀座	乗車	42,946	100	43,151	100	27,609	64	28,620	67	33,364	78
	降車	43,211	100	43,575	101	28,278	65	29,475	68	34,345	79
	計	86,157	100	86,726	101	55,887	65	58,095	67	67,709	79
宝町	乗車	15,988	100	16,351	102	11,448	72	11,225	70	12,340	77
	降車	16,254	100	16,631	102	11,703	72	11,513	71	12,769	79
	計	32,242	100	32,982	102	23,151	72	22,738	71	25,109	78
日本橋	乗車	49,962	100	50,574	101	33,854	68	34,683	69	38,860	78
	降車	50,446	100	51,205	102	34,230	68	35,089	70	39,253	78
	計	100,408	100	101,779	101	68,084	68	69,772	69	78,113	78
人形町	乗車	27,780	100	28,384	102	19,293	69	19,922	72	22,820	82
	降車	27,252	100	27,826	102	18,994	70	19,549	72	22,315	82
	計	55,032	100	56,210	102	38,287	70	39,471	72	45,135	82
東日本橋	乗車	42,453	100	42,365	100	28,967	68	30,362	72	33,991	80
	降車	42,660	100	42,523	100	28,863	68	30,262	71	33,905	79
	計	85,113	100	84,888	100	57,830	68	60,624	71	67,896	80
馬喰横山	乗車	58,942	100	59,103	100	41,200	70	43,031	73	48,129	82
	降車	58,796	100	58,921	100	41,427	70	43,206	73	48,124	82
	計	117,738	100	118,024	100	82,627	70	86,237	73	96,253	82
浜町	乗車	11,481	100	11,507	100	8,180	71	8,263	72	9,266	81
	降車	11,708	100	11,681	100	8,228	70	8,339	71	9,369	80
	計	23,189	100	23,188	100	16,408	71	16,602	72	18,635	80
築地市場	乗車	14,803	100	12,736	86	7,958	54	8,459	57	9,438	64
	降車	15,461	100	13,529	88	8,436	55	9,014	58	10,182	66
	計	30,264	100	26,265	87	16,394	54	17,473	58	19,620	65
勝どき	乗車	51,074	100	54,116	106	37,511	73	36,991	72	37,346	73
	降車	51,012	100	54,031	106	37,417	73	36,973	72	37,430	73
	計	102,086	100	108,147	106	74,928	73	73,964	72	74,776	73
月島	乗車	37,678	100	37,711	100	24,669	65	25,869	69	29,453	78
	降車	37,591	100	37,700	100	24,694	66	25,951	69	29,554	79
	計	75,269	100	75,411	100	49,363	66	51,820	69	59,007	78

◎平成30年度を指数100とした。

東京地下鉄

区内には、東京地下鉄の銀座線、丸ノ内線、日比谷線、東西線、有楽町線、半蔵門線の６線が走っており、駅は14駅、400～500ｍも歩けばどこかの駅に到達できるほど地下鉄網は整備されている。

銀座線（都市計画第３号線）

浅草～渋谷間14.2㎞の路線で、区内は、中央通り下を南北に貫通している。

区内に設置されている駅は、三越前、日本橋、京橋、銀座の４駅である。

丸ノ内線（都市計画第４号線）

池袋～荻窪と中野坂上～方南町27.4㎞の路線で、区内は、西部の外堀通り下を通過している。

区内に設置されている駅は、銀座の１駅である。

日比谷線（都市計画第２号線）

北千住～中目黒20.3㎞の路線で、北千住からは東武スカイツリーライン経由東武日光線の南栗橋まで相互直通運転を行っている。

区内は、小伝馬町方面から新大橋通り下を築地へ、そこから晴海通り下を銀座へ通っている。

区内に設置されている駅は、小伝馬町、人形町、茅場町、八丁堀、築地、東銀座、銀座の７駅である。

東西線（都市計画第５号線）

中野～西船橋30.8㎞の路線で、中野からJR中央線の三鷹まで、また西船橋からJR総武線の津田沼および東葉高速線の東葉勝田台まで相互直通運転を行っている。

区内は、永代通り下を東西に貫通している。

区内に設置されている駅は、日本橋、茅場町の２駅である。

有楽町線（都市計画第８号線）

埼玉県和光市～新木場28.3㎞の路線で、和光市から東武東上線の森林公園まで、また小竹向原から西武有楽町線経由西武池袋線の飯能まで相互直通運転を行っている。

区内は、南部を東西に貫通している。

区内に設置されている駅は、銀座一丁目、新富町、月島の３駅である。

半蔵門線（都市計画第11号線）

渋谷～押上16.8㎞の路線で、渋谷から東急田園都市線の中央林間まで、また押上から東武スカイツリーライン経由東武伊勢崎線の久喜および東武日光線の南栗橋まで相互直通運転を行っている。

区内は、三越前方面から「への字状」に東へ通っている。

区内に設置されている駅は、三越前、水天宮前の２駅である。

区内東京地下鉄各駅乗降人員の推移　（１日平均）

区分／駅名	平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度	
	実　績	指数	実　績	指数	実　績	指数	実　績	指数	実　績	指数
	人		人		人		人		人	
三　越　前	132,185	100	133,564	101	87,151	66	87,579	66	100,581	76
日　本　橋	196,307	100	199,797	102	128,624	66	128,765	66	146,916	75
京　　橋	62,928	100	63,693	101	39,982	64	39,627	63	44,951	71
銀　　座	265,325	100	257,440	97	149,432	56	158,810	60	188,770	71
小伝馬町	41,304	100	41,132	100	30,348	73	30,594	74	33,442	81
人　形　町	84,876	100	80,099	94	55,819	66	56,276	66	63,201	74
茅　場　町	131,870	100	129,424	98	87,899	67	83,986	64	94,538	72
八　丁　堀	116,977	100	117,546	100	76,291	65	77,337	66	89,641	77
築　　地	78,372	100	71,205	91	45,473	58	46,259	59	53,151	68
東　銀　座	91,844	100	91,855	100	58,010	63	59,287	65	67,566	74
銀座一丁目	39,250	100	39,562	101	30,848	79	33,189	85	36,285	92
新　富　町	40,846	100	43,838	107	29,547	72	30,162	74	33,659	82
月　　島	76,229	100	77,166	101	50,081	66	52,719	69	60,498	79
水天宮前	80,533	100	84,016	104	52,319	65	51,091	63	58,180	72

◎平成30年度を100とした。

その他の交通機関

JR 東日本主要駅乗車人員（１日平均）・推移　（単位：人）

駅　名	東　京	有楽町	新　橋	神　田	新日本橋	馬喰町	八丁堀
平成29年度	452,549	169,943	277,404	103,940	18,792	25,784	34,289
30年度	467,165	173,003	281,971	106,091	19,329	26,192	35,764
令和元年度	462,589	167,748	278,334	106,658	20,100	26,183	35,957
２年度	271,108	103,759	175,368	71,872	15,368	19,126	22,347
３年度	282,638	102,785	167,406	71,824	14,770	19,307	23,221
４年度	346,658	116,738	193,244	81,046	16,036	21,810	27,391

◎いずれも年度別１日平均の乗車人員である。

郵　政

郵便局は1,741全ての区市町村に計24,251カ所あり、日本全国を網羅している。これらの郵便局は、日本郵政グループが提供する郵便・貯金・保険などいろいろなサービスの拠点となっており、これまで長期にわたり地域に密着した存在としてあり続けてきた。

日本郵政グループは、今後も、郵便局を郵便・貯金・保険のサービスをあまねく全国において一体的に利用できる拠点としながら、さらに郵便局を活用した便利な新サービスを地域の方に提供していく。

日本郵政グループの構成

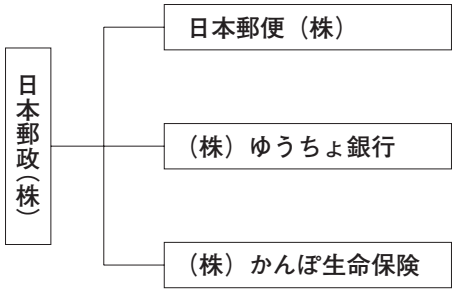

区内郵便局

日本橋郵便局
所在地　日本橋１－18－１　☎（0570）943301

京橋郵便局（晴海郵便局京橋分室）
所在地　築地４－２－２　☎（3544）7753

両国郵便局
所在地　東日本橋２－27－12　☎（3865）3512

小伝馬町郵便局
所在地　日本橋小伝馬町10－10　☎（3661）6646

京橋通郵便局
所在地　京橋３－６－３　☎（3561）1086

新富郵便局
所在地　新富１－19－１　☎（3551）0831

日本橋浜町郵便局
所在地　日本橋浜町３－25－10　☎（3669）3027

日本橋人形町郵便局
所在地　日本橋人形町１－５－10　☎（3669）3025

中央浜町一郵便局
所在地　日本橋浜町１－５－１　☎（3851）8775

日本橋大伝馬町郵便局
所在地　日本橋大伝馬町12－１　☎（3669）3093

東京シティターミナル内郵便局
所在地　日本橋箱崎町22－１　☎（3669）3028

IBM 箱崎ビル内郵便局
所在地　日本橋箱崎町19－21　☎（3808）1300

東日本橋三郵便局
所在地　東日本橋３－４－10　☎（5641）2090

中央人形町二郵便局
所在地　日本橋人形町２－15－１　☎（3668）1860

日本橋室町三井タワー内郵便局
所在地　日本橋室町３－２－１
日本橋室町三井タワー地下１階
☎（3270）0400

日本橋小舟町郵便局
所在地　日本橋小舟町４－１　☎（3669）3094

日本橋本町郵便局
所在地　日本橋本町４－14－２　☎（3669）3095

日本橋小網町郵便局
所在地　日本橋小網町11－５　☎（3669）3026

日本橋南郵便局
所在地　日本橋２－２－10　☎（3241）5400

日本橋茅場町郵便局
所在地　日本橋茅場町２－４－６　☎（3669）3317

日本橋室町郵便局
所在地　日本橋室町１－12－13
日本橋鮒佐ビル１階　☎（3241）0631

新日本橋駅前郵便局
所在地　日本橋本町３－３－４　☎（3231）0346

八重洲地下街郵便局
所在地　八重洲２－１
八重洲地下街北１　☎（3278）2992

中央新川郵便局
所在地　新川１－９－11　☎（3553）4994

京橋月島郵便局
所在地　月島４－１－14　☎（3531）9710

中央湊郵便局
所在地　湊２－７－４　☎（3553）4995

中央佃郵便局
所在地　佃３－５－８　☎（3531）9916

中央勝どき郵便局
所在地　勝どき１－７－１
勝どきサンスクエア２階　☎（3531）9810

晴海トリトンスクエア郵便局
所在地　晴海１－８－16　☎（3531）8080

中央豊海郵便局
所在地　豊海町５－１　☎（3532）0511

リバーシティ21郵便局
所在地　佃２－２－６－101　☎（3531）7891

中央勝どき三郵便局
所在地　勝どき３－13－１　☎（3531）3270

聖路加ガーデン内郵便局
所在地　明石町８－１　☎（5565）3727

中央新川二郵便局
所在地　新川２－15－11　☎（3551）1265

銀座三郵便局
所在地　銀座３－14－16　☎（3543）9700

中央八丁堀郵便局
所在地　八丁堀２－９－１　☎（3553）4996

銀座西郵便局
所在地　銀座８－３先　☎（3571）0441

銀座みゆき通郵便局
所在地　銀座６－８－３
銀座尾張町 TOWER４階　☎（3572）9988

中央新富二郵便局
所在地　新富２－５－１　☎（3553）4993

銀座通郵便局
所在地　銀座２－７－18　☎（3562）2015

銀座四郵便局
所在地　銀座４－６－11　☎（5250）0530

銀座並木通郵便局
所在地　銀座３－２－10　３階　☎（3535）6036

銀座七郵便局
所在地　銀座７－15－５　☎（3542）5225

銀座一郵便局
所在地　銀座１－20－14　☎（3535）1157

銀座郵便局
所在地　銀座８－20－26　☎（0570）943914

晴海郵便局
所在地　晴海４－６－26　☎（0570）943844

電気・ガス

電気

◆「お引っ越し」「ご契約内容の変更」関係のご連絡、お問い合わせ

東京電力エナジーパートナー株式会社

ホームページアドレス

http://www.tepco.co.jp/ep/support/

フリーダイヤル

☎（0120）995005（引っ越し・契約変更）

☎（0120）995006（その他のご相談）

受付時間　月～土曜日（祝日・休日を除く）
午前９時～午後５時

◎「電気料金」「お引っ越し」「ご契約内容の変更」などについては、お客様が契約している小売電気事業者へお問い合わせください。

◆停電・設備関係のお問い合わせ

東京電力パワーグリッド株式会社

☎（0120）995007（フリーダイヤル）

☎（6375）9803（有料）

受付時間　午前９時～午後５時
（日曜日、祝日・休日、年末年始を除く）
（停電などの緊急のご用件は24時間受け付け）

【中央区内の一般送配電設備管理】

東京電力パワーグリッド株式会社　銀座支社

所在地　港区芝公園２－２－４

ガス

◆「ガス料金」「お引っ越し」「ご契約内容」などのご連絡、お問い合わせ

東京ガス株式会社

ホームページアドレス

https://www.tokyo-gas.co.jp/

お客さまセンター

☎（0570）002211

受付時間　月～土曜日　　午前９時～午後７時
日曜日・祝日　午前９時～午後５時

◎「ガス料金」「お引っ越し」「ご契約内容」などについては、契約先の小売ガス事業者へお問い合わせください。

◆「ガス臭い」「ガスが使用できない（料金関係以外）」「地震時のガスメーター復帰方法」などのお問い合わせ

東京ガスネットワーク株式会社

☎（0570）002299（ガス漏れ通報専用・24時間受付）

☎（0570）023388（その他ガス使用一般）

受付時間　月～土曜日　　午前９時～午後７時
日曜日・祝日　午前９時～午後５時

都市ガス事業の歴史と環境問題・ＢＣＰへの取り組み

日本における都市ガス事業は、明治５年に横浜市の馬車道通りにガス灯が設置されたことに始まる。東京では、東京会議所により、同７年に金杉橋の工場（現在の東京ガスの本社所在地）より新首都の表通りである銀座通りを経由し、京橋に至る間に85基のガス灯が設置されたことが始まりである。その後、渋沢栄一の手腕により発展、民営化された。大正の全盛期には、東京には5,792基ものガス街灯がともっていた。明治以後、都市ガスは暖房、厨房、工業用へと用途を拡げ、高度成長期にはエネルギーの安定確保と環境問題への対応として液化天然ガスを導入した。現在では省エネ・BCP に貢献するガスコージェネレーションの普及促進に努めるとともに、カーボンニュートラル社会の実現に向けて業界を挙げて新たな技術開発に取り組んでいる。

保安・防災への取り組み

当社は信頼性の高いガス製造・供給体制の下、「予防」「緊急」「復旧」の取り組みで、以下のとおり、万が一の災害に備えている。

・ガスメーター

震度５程度以上の地震やガスの異常流出を感知するとガス供給を自動的に遮断。超高層ビル、地下街では、緊急遮断弁を遠隔制御し、施設全体のガス供給を停止できる。

・ガス設備定期保安点検

利用者にガスを安全にお使いいただくため、「ガス事業法」に基づいて４年に１度、安全点検を実施。

・ガスライト24

ガス漏れなどの対応のために設置された24時間体制の緊急出動拠点。休日、夜間を問わず緊急出動し迅速な対応を行う。

【地域広報担当窓口】

東京ガス株式会社　東京中支店

所在地　港区海岸１－５－20

上・下水道

上水道

東京都水道局中央支所

所在地　千代田区内神田２－１－12（千代田合同庁舎４階）

☎（3256）6186

東京都水道局千代田営業所

所在地　千代田区内神田２－１－12（千代田合同庁舎２階）

☎（5298）5351

水道事業の最大使命は、清浄な水を安定して供給することである。

都の水道事業は、最も重要な都市基盤施設の一つとして、都民生活と首都東京の都市活動を支えている。

しかしながら、安全でおいしい水へのお客さまニーズが高まっていること、保有する水源に渇水に対する安全度が低いなどの課題を抱えていること、首都直下型地震の切迫性が指摘されるなど震災対策の重要性が増していること、地球規模の環境問題を背景に環境負荷の低減に向けて抜本的な対策が求められていることなど、さまざまな課題がある。

こうした中で、東京水道が首都東京を支えるライフラインとして、その使命を全うしていくために、次世代を見据えて、ハード・ソフト両面にわたり、より信頼性の高い水道システムを構築していくとともに、質の高い水道サービスを展開していくこととしている。

中央支所では、配水調整および配水管の維持管理に関する業務ならびに漏水防止および給水装置業務に関する業務を行っている。また、千代田営業所では、水道の使用開始・中止の受け付け、使用水量の算定、上下水道料金の調定および収納、水道に関する各種問い合わせ・相談などに対応する業務を行っている。

中央区内配水系統

水　源	浄水場	配水区域
利　根　川	朝　霞	中央区全域
	金　町	
	三　郷	

災害時給水ステーション

場　所	給水施設	確保水量
築地７－19－１（あかつき公園内）	震災対策用応急給水槽	1,500㎥
日本橋堀留町１－１－16（堀留児童公園内）		100㎥
晴海１－６－３	晴海給水所	1,300㎥

給水件数　（令和５年３月31日現在）

千代田営業所 総数	口径別料金扱い	共同住宅扱い	公衆浴場営業	共用
124,551	122,713	1,830	8	0

◎使用水量　31,296,879㎥
◎期　　間　令和４年４月１日～令和５年３月31日

下水道

東京都下水道局中部下水道事務所

所在地　千代田区大手町２－６－３

☎（3270）8317

〔東京都下水道局中部下水道事務所中央出張所〕

所在地　中央区日本橋箱崎町44－９

☎（3668）8661

下水道は健康で文化的な都市生活や円滑な都市活動を支えるために不可欠な都市の基礎施設として、重要な役割を果たしている。

基本的な役割は次のとおりである。

・汚水の処理による生活環境の改善
・雨水の排除による浸水の防除
・公共用水域の水質保全

中央区の大部分の下水は、下水道管を通り、港区の芝浦水再生センターへ、また、月島・晴海地区の下水は、江東区の砂町水再生センターで処理されている。

処理水の大部分は川や海に放流されるが、芝浦水再生センターでは、さらに高度に処理された水が再生水として、ビルのトイレ洗浄水、雑用水、環境用水などに再利用され、快適で安全な都市生活や都民の親しめる水辺環境の向上に貢献している。

下水道の維持管理

中央区の下水道普及率は、平成５年度末に人口普及率100％を達成している。この下水道の維持管理業務は、中部下水道事務所で行っている。

主な業務内容は次のとおりである。

１　お客さまサービス課

⑴　下水道使用料金に関すること

⑵　排水設備に関すること

⑶　除害施設などに関することについては、次の組織による

〔東京都下水道局北部下水道事務所〕

所在地　台東区蔵前２－１－８

☎（5825）4172

⑷　下水道管きょに係る維持管理ならびに補修工事の設

計および施工に関すること

(5) 下水道管きょに係る改良工事（ます工事に限る）の設計および施工に関すること

2　ポンプ施設課

ポンプ所に係る維持管理および補修、改良工事の設計ならびに施工に関すること

3　再構築推進課

下水道管きょに係る改良工事（ます工事を除く）および建設工事の設計に関すること

4　建設課

下水道管きょに係る改良工事（ます工事を除く）および建設工事の設計ならびに施工に関すること（他の課に属するものを除く）

労　働

ハローワーク飯田橋
飯田橋公共職業安定所

所在地　文京区後楽１－９－20　飯田橋合同庁舎１～５・９階

☎（3812）8609

ハローワーク（公共職業安定所）は、厚生労働省所管の地域に密着した総合的雇用サービス機関として、職業紹介・雇用対策・雇用保険業務を一体的に行っている。都内には17カ所に設置されており、ハローワーク飯田橋は中央区、千代田区、文京区および伊豆諸島を管轄区域としている。

ハローワーク飯田橋では、企業からの求人申し込みの受け付け、求人の訪問開拓、求職者（若年者、高年齢者、障害者、新規学卒者など）に対しては、一人一人の希望に沿った求人情報の提供、職業相談・職業紹介、職業訓練を活用した就職支援を行っている。

特に、都との雇用対策協定に基づく（公財）東京しごと財団との連携の下、34歳以下の若年者向け施設として「U－35（ゆーさんじゅうご）」、55歳以上の高年齢者向け施設として「シニアコーナー」を東京しごとセンター内に設置し、それぞれの年代に応じた専門的・個別的な相談や情報提供、職業紹介を行っている。

また、雇用保険の資格取得・喪失届などの受理、雇用保険失業給付金・教育訓練給付金・高年齢雇用継続給付・育児休業給付金・介護休業給付金などの支給、各種雇用関係助成金に関する相談・支給申請の受理を行っている。

職業紹介状況

年度別 項目	令和３年度	令和４年度	前年度比 増　減
新規求職者数	19,459	20,684	6.3%
就職件数	3,416	3,841	12.4%
新規求人数	179,739	210,904	17.3%

障害者職業紹介状況（内数）

区分＼項目	令和３年度		令和４年度		前年度比増減	
	新規求職者数	就職件数	新規求職者数	就職件数	新規求職者数	就職件数
合計	1,271	346	1,339	402	5.4%	16,2%
身体	346	77	348	105	0.6%	36.4%
知的	69	30	90	31	30.4%	3.3%
精神	641	185	765	238	19.3%	28.6%
その他	215	54	136	28	△ 36.7%	△ 48.1%

パートタイム職業紹介状況（内数）

年度別 項目	令和３年度	令和４年度	前年度比 増　減
新規求職者数	4,938	4,864	△ 1.5%
就職件数	1,645	1,733	5.3%
新規求人数	64,050	74,233	15.9%

中高年齢者（45歳以上）職業紹介状況
（職業紹介状況の内数）

年度別 項目	令和３年度	令和４年度	前年度比 増　減
新規求職者数	11,874	11,458	△ 3.5%
就職件数	2,276	2,479	8.9%

新規学卒者（中学・高校）職業紹介状況

年度別 項目	令和３年度		令和４年度		前年度比増減	
	中学	高校	中学	高校	中学	高校
学校または安定所の紹介を希望する求職者数	0	107	0	96	－	△ 10.3%
上記のうち就職内定者数	0	107	0	95	－	△ 11.2%
求人数	0	9,888	1	11,574	－	17.1%
充足数	0	2,823	0	2,551	－	△ 9.6%

雇用保険業務

年度別／項目	令和３年度	令和４年度	前年度比増　減
受給者実人員（基本手当）	1,754	1,391	△ 20.7％
適用事業所数	68,250	68,960	1.0％
被保険者数	3,057,875	3,075,849	0.6％

◎各項目とも月平均

東京都労働相談情報センター

所在地　千代田区飯田橋３－10－３
東京しごとセンター５階
☎（5211）2200　（代表）
☎（0570）006110　東京都ろうどう110番
☎（3265）6110　来所予約電話

当所は、中小企業で働く労働者の労働条件の改善向上と勤労者の福祉の充実を図るため、労働相談、紛争解決のためのあっせん、労働教育、勤労者福祉施策、各種労働条件調査および雇用環境の整備に取り組む企業に対する支援などを行っている。

管轄は、中央区をはじめ、千代田、新宿、渋谷、中野、杉並の各区および島しょである。

労働相談など

賃金・労働時間などの労働条件、解雇、賃金不払いなど、労働問題全般について幅広い相談に応じている。

１　電話相談・来所相談（予約制）
・平日（来所は予約制）
午前９時～午後５時
・夜間相談
午後５時～８時（終了時間）
来所相談は月・金曜日（予約制）
・土曜日（来所は予約制）
午前９時～午後５時（終了時間）

２　専門家などによる相談
専門的知識と豊かな経験を持つ専門相談員が相談に応じている。
・外国人労働相談（予約制）
英語　月～金曜日　午後２時～４時
中国語　火・水・木曜日　午後２時～４時
・職場における心の健康相談（予約制）
第１～４火曜日、第１～４水曜日　午後２時～５時
・弁護士労働相談（予約制）
月・木・金曜日　午後２時～４時

労働相談取り扱い状況　（令和４年度）

区　分		件　数
計		18,427件
労使別	労	14,568
	使	3,245
	その他	614

情報提供

賃金、退職金、賞与、労働時間などの労働条件について、新しい情報資料を豊富に取り揃えた資料展示コーナーを設け、資料の無料提供を行っている。また、情報ビデオの貸し出しなども行っている。

労働教育

労使および都民を対象として、「労働法」の基礎知識や、時宜に応じた労働問題を取り上げ、管内および全都民を対象に労働セミナーを実施している（一部は中央区をはじめ各区と共催で実施）。

また、労使団体が行う自主的労働教育事業に対する助成および視聴覚教材の貸し出しなども行っている。

・セミナー数　60
（個別課題セミナー、労働法等周知セミナー、男女雇用平等セミナー他）
・延べ受講者数　6,484人（令和４年度）

企業の雇用環境整備支援

中小企業の雇用環境整備を支援するため、さまざまな事業を実施している。

①　働きやすい職場環境づくり推進事業
育児・介護や病気治療と仕事の両立支援、非正規労働者の処遇改善を図り、中小企業の雇用環境の整備を推進している。
・奨励金　600社　　・専門家派遣　延べ500回　など

②　働き方改革促進事業
企業が自立して働き方改革に取り組めるよう、相談窓口の設置、集中講座による法知識や実践ノウハウなどの提供、専門家派遣による課題解決のサポートを行う。

③　非正規雇用アドバイザー制度
非正規雇用アドバイザーが企業を巡回訪問し、非正規労働に関する助言や普及啓発および情報提供を実施している。

④　家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度
育児・介護など家庭と仕事の両立に積極的に取り組む企業を登録し、両立支援制度の整備や利用状況に応じたシンボルマークの付与などを実施している。

管内春季賃上げ・夏季・年末一時金要求妥結状況の推移

区分	春季賃上げ				夏季一時金				年末一時金			
	要　求		妥　結		要　求		妥　結		要　求		妥　結	
年別	金額（円）	※	金額（円）	※	金額（円）	※	金額（円）	※	金額（円）	※	金額（円）	※
平成30	10,056	3.20	6,382	2.02	819,357	2.56	722,716	2.25	812,937	2.57	724,723	2.29
令和元	10,179	3.22	6,167	1.95	815,172	2.59	724,267	2.29	823,754	2.59	721,445	2.30
令和２	10,399	3.32	5,767	1.82	798,623	2.50	691,199	2.19	843,402	2.62	765,238	2.37
令和３	9,671	3.05	5,926	1.88	808,665	2.54	707,498	2.23	866,564	2.68	765,686	2.38
令和４	10,433	3.28	6,699	2.10	811,762	2.53	734,246	2.31	871,879	2.69	770,869	2.39

※は春季賃上げ率、一時金については前年比である。ただし、当該年集計労組の前年実績との比較による。
◎金額は、単純平均（一組合当たりの平均）である。

地区別・企業規模別・単位労働組合数および組合員数　（令和４年６月30日現在）

		センター（飯田橋）					千代田区					中央区				
		組合数	組合員数				組合数	組合員数				組合数	組合員数			
			計	男	女	性不明		計	男	女	性不明		計	男	女	性不明
合計		2,314	886,783	371,439	350,999	164,345	881	416,459	133,480	165,990	116,989	590	209,563	112,939	77,238	19,386
企業規模別	29人以下	116	802	392	373	37	50	336	153	149	34	19	147	72	75	0
	30～99人	215	5,130	3,092	1,952	86	72	1,921	1,163	716	42	55	1,308	805	503	0
	100～299人	373	23,783	13,840	7,910	2,033	135	8,633	4,636	2,975	1,022	111	7,490	4,481	2,470	539
	300～499人	156	17,984	10,571	6,549	864	57	7,388	4,231	2,472	685	48	4,891	3,117	1,723	51
	500～999人	228	47,965	24,078	17,054	6,833	74	10,712	5,340	3,602	1,770	85	20,562	11,285	7,473	1,804
	1,000～4,999人	490	204,256	105,223	72,169	26,864	173	58,155	31,390	19,700	7,065	167	86,326	46,196	29,956	10,174
	5,000人以上	426	435,520	139,804	200,809	94,907	199	242,023	46,705	117,103	78,215	69	72,058	38,853	26,752	6,453
	その他	139	115,540	56,925	29,567	29,048	39	75,877	33,320	15,571	26,986	25	14,003	6,400	7,273	330
	国公営	171	35,803	17,514	14,616	3,673	82	11,414	6,542	3,702	1,170	11	2,778	1,730	1,013	35

		島しょ					渋谷区					新宿区				
		組合数	組合員数				組合数	組合員数				組合数	組合員数			
			計	男	女	性不明		計	男	女	性不明		計	男	女	性不明
合計		16	594	370	207	17	218	84,628	40,402	41,405	2,821	430	126,463	58,342	46,636	21,485
企業規模別	29人以下	0	0	0	0	0	14	64	25	39	0	27	199	118	78	3
	30～99人	0	0	0	0	0	14	372	240	128	4	53	1,068	659	405	4
	100～299人	0	0	0	0	0	32	2,343	1,436	883	24	66	3,719	2,167	1,104	448
	300～499人	1	13	12	1	0	9	1,069	658	401	10	25	3,139	1,499	1,522	118
	500～999人	1	11	8	3	0	25	6,614	2,631	2,461	1,522	33	7,207	3,638	2,140	1,429
	1,000～4,999人	0	0	0	0	0	38	15,629	8,476	7,140	13	88	38,384	16,130	12,967	9,287
	5,000人以上	3	120	96	24	0	63	50,393	22,284	27,064	1,045	57	52,302	24,143	20,463	7,696
	その他	0	0	0	0	0	14	5,960	3,446	2,311	203	45	7,926	5,004	2,594	328
	国公営	11	450	254	179	17	9	2,184	1,206	978	0	36	12,519	4,984	5,363	2,172

		中野区					杉並区				
		組合数	組合員数				組合数	組合員数			
			計	男	女	性不明		計	男	女	性不明
合計		84	23,335	12,570	8,256	2,509	95	25,741	13,336	11,267	1,138
企業規模別	29人以下	2	27	17	10	0	4	29	7	22	0
	30～99人	8	175	70	105	0	13	286	155	95	36
	100～299人	10	524	358	166	0	19	1,074	762	312	0
	300～499人	10	575	323	252	0	6	909	731	178	0
	500～999人	4	1,232	280	644	308	6	1,627	896	731	0
	1,000～4,999人	17	3,776	2,049	1,402	325	7	1,986	982	1,004	0
	5,000人以上	19	8,216	3,231	3,575	1,410	16	10,408	4,492	5,828	88
	その他	6	6,458	4,966	1,085	407	10	5,316	3,789	733	794
	国公営	8	2,352	1,276	1,017	59	14	4,106	1,522	2,364	220

中央労働基準監督署

所在地　文京区後楽１－９－20　飯田橋合同庁舎
6階・7階

方面（監督）　☎（5803）7381
安全衛生課　☎（5803）7382
労災課　☎（5803）7383
業務課　☎（5803）7384

労働基準監督署は、厚生労働省所管の労働基準行政に関する第１線機関で、都内には18カ所（17署１支署）に設置されており、中央労働基準監督署は中央区、千代田区、文京区および伊豆諸島を管轄している。

労働基準行政は、労働者の労働条件の確保・改善および労働者の健康と安全の確保を基本的な使命とし、さらに、社会経済情勢の変化に即応して、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業の解消、労働災害の防止対策、メンタルヘルス対策の推進による労働者の安全と健康の確保など労働条件の向上と福祉の増進に努めている。

このため、労働基準監督署では中長期計画などに基づいて労働者を使用する事業場を定期的に、あるいは労働者からの申告や相談などの情報を契機に臨検監督し、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「最低賃金法」などの法律に基づき、賃金、労働時間、安全衛生、最低賃金などについての是正勧告、指導を行い、重大・悪質な法律違反事案については、「刑事訴訟法」に基づき犯罪捜査を実施し、司法処分（送致）を行っている。令和４年に行った臨検監督件数は3,093件、労働相談件数は延べ41,584件、同年度に申告として受理した件数は504件である。申告相談の大部分は、賃金（退職金を含む）の未払い、長時間労働および解雇に関する事案である。

また、労働災害に対する災害調査を実施し、再発防止についての必要な指導を行っている。

さらに、「労働安全衛生法」に基づく、建設物の工事などに係る計画届などの審査およびクレーンなど特に危険な作業を必要とする機械などの検査業務を行う他、各業種に対する労働災害防止の指導を行っている。令和４年における計画届などの審査件数は2,687件であり、クレーンなどの特定機械は3,963台が設置されている。

また、労災保険業務として労働保険の適用・徴収および労災（補償）給付を行っており、令和２～４年度の労災保険保険給付費給付種類別支払件数は、**別表２**のとおりである。

令和５年度における当監督署の重点課題は、

・長時間労働の抑制および過重労働による健康障害防止対策
・中小企業および適用猶予業務などに対する改正労働基準法などの周知および支援
・最低賃金の周知および履行の確保
・第三次産業と建設業を中心とした労働災害防止対策
・労災補償業務の迅速・適正な処理

である。

別表１　業種別労働災害発生状況

年度／産業	令和２年		令和３年		令和４年	
	死傷計	死亡	死傷計	死亡	死傷計	死亡
全産業	976	4	1,017	2	1,700	5
製造業	20	0	13	1	24	0
建設業	124	0	111	0	136	2
運輸貨物業	44	0	64	0	46	0
その他	788	4	829	1	1,494	3

◎死傷計は、各年とも１月から12月までに発生した件数で、労働者死傷病報告による休業４日以上のものである。
◎死亡件数は、死傷計の内数である。

別表２　保険給付費給付種類別支払件数

給付年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
療養（補償）給付	59,017(22,217)	60,364(21,746)	73,515(29,616)
休業（補償）給付	5,726(1,455)	5,494(1,320)	7,404(1,705)
障害（補償）一時金	442(157)	176(55)	181(53)
遺族（補償）一時金	11(1)	6(1)	11(0)
葬祭料	50(3)	51(4)	32(1)
介護（補償）給付	731(213)	701(211)	665(190)
合計	65,977(24,046)	66,792(23,337)	81,808(31,565)

◎(　)内は通勤災害で内数である。

別表３　最低賃金決定状況

最低賃金の件名	発効年月日	最低賃金額 時間額（円）
東京都最低賃金	令４.10.1	1,072

◎この最低賃金は、臨時・アルバイト・パートタイマーを含む全ての労働者に適用される。
なお、最低賃金には次の賃金は算入されない。
・精皆勤手当・通勤手当・家族手当
・臨時に支払われる賃金（慶弔祝金など）
・１カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
・時間外労働、休日労働および深夜労働の手当
◎最低賃金は「時間額」のみであり、月給制、日給制、時間給制など全ての給与形態に「時間額」が適用される。
◎仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされる。
従って、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはならない。